

教育厚生委員会会議録

日時 平成21年7月3日(金) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後2時47分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 進藤 純世
副委員長 土橋 亨
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 皆川 巖 堀内 富久
金丸 直道 丹澤 和平 清水 武則

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 古屋 知子 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀
理事(スポーツ健康課長事務取扱) 藤原 一治 次長(総務課長事務取扱) 鷹野 勝己
福利給与課長 古屋 成和 学校施設課長 芦沢 一 義務教育課長 佐野 勝彦
高校教育課長 奥田 正直 新しい学校づくり推進室長 松谷 荘一
社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 篠原 昭彦
学術文化財課長 三枝 仁也

福祉保健部長 小沼 省二 理事 清水 享子 福祉保健部次長 古屋 博敏
福祉保健部参事 水谷 均 福祉保健総務課長 三枝 幹男
監査指導室長 前嶋 修 長寿社会課長 桐原 篤 国保援護課長 山本 節彦
児童家庭課長 清水 郁也 障害福祉課長 深尾 嘉仁 医務課長 山下 誠
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英
健康増進課長 荒木 裕人

議題 第74号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例制定の件
第75号 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例制定の件
第76号 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例制定の件
第81号 山梨県立学校設置条例中改正の件
第83号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの
第85号 平成21年度山梨県営病院事業会計補正予算
請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて
請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて
請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて
請願第21-4号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて
請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第21-4号は採択すべきもの、請願第19-17号、第20-7号、第20-12号及び第21-7号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後0時まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時33分から午後2時47分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第81号 山梨県立学校設置条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(甲府支援学校等施設整備費について)

堀内委員 1点だけお聞きしたいと思います。

支援学校等の施設整備費ということで、3,100万円が計上されており、校庭の芝生化をするということですが、山梨県では初めてということですか。

芦沢学校施設課長 県内の公立小・中学校で1,000平米以上校庭の芝生化を、国の補助事業で本格的に行ったところが、甲斐市に3小学校、それから北杜市に1小学校の4校があります。そのほか、保護者がみずから種をまいて芝生をつくって、金をかけないでやっている小・中学校が富士河口湖町で1校ありますので、計5校承知しております。

堀内委員 砂ぼこり防止だとか、CO₂削減だとか、非常にいいことだと思うんですね。安全性も高いし。私も実は地元の小学校の校庭の関係で、父兄からぜひそういう運動を起こしていただきたいという話もお聞きします。ただ、一つ問題点がありまして、よく私が見ますと、そこで少年野球をやったり、いろいろしているんですけども、芝生化をしたときに、例えば少年野球だとか、社会体育でよく使っている、例えば地域の運動会だとか、そういうものができなくなるのではないかとということも考えるんですけども、その辺の見解はどうですか。

芦沢学校施設課長 校庭の芝生につきましては、委員おっしゃるとおり、運動意欲の向上とか、けがの抑制、あるいは砂じんの飛散防止など、多くの効果が期待できるわけでございます。このため、公立小・中学校におきましても芝生化を進めていただきたいと思いますと考えております。

しかし、おっしゃるとおり、確かに学校の校庭はスポーツ体育施設として住民に開放されております。そういう中には、野球とかソフトボール、特に野球などはダイヤモンドですけども、芝生化になじまないものがあります。

そういう中で、他県の例を見ますと、学校と競技団体が話し合いをする中で、全面的に芝生にする必要はないので、部分的に支障のない程度、例えば外周部分とかというような形で芝生化をして、生徒のためにやっていくという例がありますので、そういう競技団体等との話し合いが必要かと思っております。

堀内委員

比較的校庭が広いとそういうこともできると思うんですけども、なかなか一般的には、特に町なかにある小・中学校におきましては、当然そう大きくありませんので、一たん芝生化をした場合、そういうことがひょっとしてできなくなるのではないかと思うんですけども、その辺の交通整理というものが今後必要ではないかと思えます。本当は我々も積極的にそういうことをぜひ進めていただきたいんですけども、反面にはそういうことがありますので、県としてもぜひそのようなことを指導していただければありがたいなと思えます。答弁は結構です。

(県立射撃場移転整備事業費について)

金丸委員

スポーツ健康課の県立射撃場の予算の件にかかわって御質問をさせていただきます。

今、提案内容の説明にありましたように、葦崎の射撃場を閉鎖して、甲州市に建設をするということで、地元、甲州市の了承を得られ、県としても、そこに設置をしていくということになってまいりますけれども、当初の計画地から変更があって、反対の人たちがいるとマスコミなどでも報道されているわけございまして、この辺の状況と、こういう反対の皆さんの動向はどのようになっているのかということについて、お答えいただきたいと思えます。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱）

今、委員がお話しになりましたように、当初のもっと奥のほうの場所から、今度、今の場所に選定をし直しました。今の場所が前のところより若干住民の住居に近いということも含めて、今までも射撃場の建設については、地元の皆さんの大方の賛成もあるんですが、反対者もおりまして、今回、場所が変わったことによって、また反対の方もいらっしゃいます。現在までの地元の状況を申し上げますと、地元は神金地区という地域でございます。ここには7つの区がございます。7つの区のうち、ことしの3月の甲州市議会までに建設促進の陳情をしていただいたのが5つの区でございます。そして、残る2つの区のうち、4月10日に上切上区という区が建設の方向については同意をしていただきました。それから、最後の一つの上小田原区、これは現地に一番近い区なんですが、ここにつきましても、6月9日ですが、甲州市長、それから県の教育長が行きまして、説明会を行いました。その説明会の中で、一部の反対の人はありましたけれども、大方の皆さんは建設について賛同していただいたと思っております。

金丸委員

計画地が変更になったことによって、その地域の7つのうちの2つが、部分的かもわかりませんが、賛同を得られていないという状況だということでございますが、変更があったことが大きな反対の理由になっているのか、この辺の状況というのはどうかということについて、お答えいただきたいと思えます。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱）

計画地が変更になったことは事実でございますが、

もともとゴルフ場開発の目的でゴルフ場開発会社を取得した100ヘクタールの大きな土地の中で、射撃場は18ヘクタールほどで建設するということになっております。

場所の変更をしたということは先ほど申し上げましたが、場所の変更をしたから反対がふえたということではないと考えております。また、今、委員のお話しになった2つの区が反対だということではなくて、一つの区、上小田原区に反対の人が多いということでございます。その上小田原区には現地に一番近い住家があるということを申し上げました。それが小松尾組という組でございます。そこの皆さんの多くの方が反対しております。これは、市の説明会の中でも市の方からもお話をさせていただいたんですが、小松尾組の皆さんの中に二十歳以上の方が38人いらっしゃいますが、そのうち当時20名の方が反対、18名の方が賛成または消極的賛成という状況だということ聞いております。

そのような中で進めてきましたが、私どもも射撃場の必要性について今回までに何回も説明をし、クレー競技の振興とか、有害鳥獣の駆除のための技術の向上のために必要とか、銃刀法の改正の中でも必要というようなお話を申し上げて、理解を求めてまいりました。その上で、先ほど申し上げました小松尾組を含む上小田原区の総会を開く中では、多くの方から賛同をいただいたと理解しております。

金丸委員

この6月補正で7億400万円を計上し、繰越明許費で6億8,500万円ということになっているようでありますけれども、具体的にはどのような工事を進められるのかお尋ねをしたいと思います。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱）

今回、予算に計上した工事の内容につきましては、射撃場を造成していくための工事費でございます。具体的には、山の部分を切り土して、平面を確保して、盛り土をして造成していくという工事でございます。それから、射撃場内の排水とか防災施設の関係工事、鉛対策の工事等をしていくということで、6億8,500万円をお願いしております。また、建物とか防災施設についての実施設計を行う経費もお願いしております。

金丸委員

今回は7億400万円ということでありまして、新聞報道でお聞きするところによると、15億、16億近くかかるということでありまして、完成まで幾らぐらい予算化されるのか。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱）

今の事業費の概算の見通しでは、全体的に16億300万円ほどと見込んでおります。

金丸委員

あえてこの委員会で議論をという私の気持ちというのは、地元の住民の皆さんの反対があるので、やはり議会として議論をする必要性があるのではないかという思いから発言をさせていただいているわけですが、反対の理由として、安全性の問題ということでもあります。それから、騒音の問題と鉛による水質の汚濁の問題が挙げられているようでありますけれども、建設に当たってどのような対策を講じていくのかということについて、お尋ねをしたい。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱）

射撃場というのは音がします。それから、今までの射撃場問題の中で言われたのは、射撃場で鉛の弾を撃ちますが、撃った鉛の

弾を射撃場でそのまま放置しておく、最終的に鉛が水に触れて長い間の中で溶け出すという鉛汚染の問題がありましたので、私どもも、まず鉛の対策につきましては、環境省が19年3月に定めました射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドラインに沿って施設の整備を行うこととしております。

具体的に申し上げますと、施設については、鉛の弾が届く範囲であれば、直接土壌に触れないように、また、触れた水が土壌に浸透しないように、平場の平らなところにはアスファルト舗装を行います。それから、先ほど切り土をするということを申し上げましたが、山の部分につきましては、まずモルタル吹きつけをし、さらにその遠くの部分については、遮水シートを張りまして、鉛が土に触れないというような構造にし、それから、触れた水が地下に浸透しないようにするという施設構造を心がけていきます。

それから、鉛が長い間放置されたということもありましたので、鉛の回収をできるだけ早く進めるということで、今の考えでは、最低月に1回以上、鉛の弾を回収していくこととしております。

それから、射撃の音の問題がありますが、この点につきましても、建設予定地で、まだ実際には建てられていないんですが、射撃の音の調査をしました。その音の調査を踏まえて、必要な音の低減、音を低くするというのも工事の中ではやっていくこととしております。

具体的には、銃砲を打つ場所の射場を駐車場の位置よりも2メートルぐらい下げるとか、その駐車場のところには、撃つ背後の人家に近いほうに防音壁を設置するとか、盛り土をした部分についても、できるだけ植栽をし、盛り土を強固にすると同時に、音が通りにくいように遮へい物を置く、樹木を植栽していくというような形で音の低減を図っていくこととしております。

このような形で鉛の対策とか音の対策をしますが、さらに、具体的には、鉛が一定の濃度以上になるようなことがないように、射撃場からの鉛に触れた水の排水につきましては、鉛を吸着するゼオライトというものを使って、これはほとんど濃い濃度の鉛は吸着できるということが言われておりますが、そのゼオライトを使って鉛を吸着した上で、下のほうに排水していきます。排水する場合も、その鉛に触れた水につきましては、通常の雨水とは別に切り離して、小松尾組の下を流れる水路まで持っていくという形にしております。また、汚染の濃度の調査等もしまして、その結果についても公表していく考えでございます。

金丸委員

わかりました。

韮崎市から甲州市へ移るというのは長い間の懸案であったと思います。甲州市で受けてくれるということでありますので、これは結構なことだと私も思っているわけでございます。それから、今の安全性の問題、鉛対策、それから騒音の問題もほぼ完璧な形で対策が立てられているということですから、これはきょう質問しただけであって、私もこの移転整備には賛成をしていきたいという立場にあります。

ただ、一部ではありますけれども、反対の皆さんがおりますので、議会において議論があって、そして、賛同が得られたとしても、反対派を含めた地元地域の皆さんにできるだけ御理解をいただけるような話し合いを行ってほしいということ。絶対これが附帯条件だということではなくて、努力をしていただきたいという努力義務という形をお願いをしたいと思いますけれども、この辺についていかがですか。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱） 先ほど来、申し上げましたが、地区の大方の賛同が

得られて、これで今回建設のための予算を議会にお願いして、認めていただければ工事を進めていくということになります。工事を進めるに当たっては、できるだけ地元の皆さんに、このような工事をしっかりしていくんだということ、それから、今までの説明会で地元の人からいろいろ意見を言っていたき、その内容を建設に当たって反映をしておりますから、それを着実に進めていくということを含めて御説明をしていきながら、また理解を得ていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

金丸委員

最後になりますけれども、葦崎の射撃場の使用期限については、7月だったですか、期限が迫っているということで、過去に2回ほど使用期限の延長をお願いしてきたという経過があるわけであって、甲州市のこれが完成するのが23年度中ということになりますと、2年ちょっと空白になる、射撃場がなくなるということになるわけでありまして。これはやはりスポーツの一つとして、あるいは猟友会の皆さんを育てるということなど必要な施設でありますので、この空白になることに対して、葦崎のほうに再度利用の延長をお願いするということになるのではないかと思いますけれども、お願いをしたら葦崎のほうからは理解が得られるのかどうかという点も含めて答弁をいただいて、終わりたいと思います。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱） 今まで葦崎と具体的な話はなかなか実は進んでおりません。委員も今お話しになりましたように、葦崎の射撃場で人家に弾が飛び込んだという、あり得べからざる事故が起きたことによって、地元の皆さんから移転という要望が県に出されて、私どももその移転を受け入れました。速やかに移転していくということの中で移転候補地を探してきたんですが、なかなか思うようにいかず、2回の更新をしてきた。これは事実でございます。その中で、まだ移転が進まないということについては、実際に弾が飛び込んだお宅とか、ほかの近くの人たちにも、早くしない県に対してすごく不信感があるんですね。だから、そういう状況の中で、移転についてめどが立たないと、私どももはっきりした話がなかなか葦崎に説明していけなかったことが事実でございますので、今回議会で議決いただいて、甲州市に建設することが決まれば、それをもって甲州市の状況を葦崎の皆さんに説明し、委員からお話しいただいたような中で御協力をお願いしたいと考えております。

清水委員

今の話の中で、鉛のことでございますけれども、今度新しいほうは鉛について十分気をつけるという話でございますけれども、葦崎でも今まで鉛の対策について十分それだけの配慮をしているのではないかと私は思いますが、その辺の確認をしたい。

それから、葦崎の場合も、最後は1人の反対のためにだめになったけれども、今度の場合も、今、金丸委員が質問した中で、最後までお願いをしたいという話でしたけれども、その辺の確認をはっきりしてもらいたい。射撃場については皆さんそれぞれ非常に興味はあるけれども、恐怖もあるわけで、今言った、少し反対の人もいるということの意味が非常に私は気にかかるわけでございますけれども、この辺は大丈夫でしょうね。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱） 委員から幾つか御質問をいただいておりますが、まず、葦崎射撃場の鉛の関係でございますが、この問題が起きてから、平成11年、12年と最初のときに、河川敷に鉛が落ちるということがありました

ので、河川のところの土壌をはいで、入れかえをしております。その後は、指定管理者になったクレー射撃協会が河川清掃をしてきたんですが、ただ、これは今の状況から、例えば新しい射撃場のほうから見ても必ずしも十分だということはありません。ただ、私どももこの施設がはっきり新しく移転するというようになって最終的に閉鎖ということになれば、しっかりと鉛の撤去をし、土壌の対応もした上で、もとに戻すということはしていかなければならないと思っております。今のところはそのような方向で進めていく考えでございます。

それから、反対者の問題だと思いますが、先ほどの説明で、不十分だったかもしれませんが、甲州市の射撃場の反対の方は、先ほども申し上げましたが、現地に一番近い地区の小松尾組という組の皆さんに反対者が多い。ほかにも反対の人もいますが、ただ、その人たちが反対というのは、いろいろな理由がありまして、一つは、鉛の問題があるのではないかとということもありましたから、射撃場から出る鉛に触れた水は直接沢に流すのではなくて、別の川を通して流しますということとか、鉛の汚染が問題になりますから、その汚染濃度が環境基準を満たすような濃度にして流しますということ、住民の皆さんにお話をし、皆さんから出された意見を施設の改善につなげる中で進めてまいりました。

そのような形でお話をさせていただいてきたんですが、やはり反対の人たちの意見も伺いますと、あそこの静かなところを求めて来たということで、音がすること自体が、もしくは近いこと自体がなかなか受け入れがたいというお話もあります。そこで、私どもも、鉛はそういう対策をすると同時に、音もできるだけ低くなるように、先ほどのような方法をさらに詰めて検討をして、皆さんにそこに安心・安全に住んでいただけるような、また、施設がそこに来ても許容していただけるような施設整備をしていく形で進めております。

丹澤委員

今の説明の中で、議会の議決が得られれば着手をしたいという話がありましたけれども、地域の反対がどの程度になったら着手をするという目安があるんですか。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱）

私どもは今までの地元の皆さんに対する説明の中で、大きくはそれぞれの区が賛同していただいていると思っております。ただ、小松尾組というところを含むところには反対者がいらっしゃることも事実でございますから、今進めていくときに、工事の内容等を含めて地元の説明をしていく中で、また御理解を得たいと思っておりますので、具体的にどういう数になればというところは、今のところは考えておりません。

丹澤委員

民主主義の社会というのは非常に難しく、原則は過半数。しかし、1人たりとも反対になったらやらないというのは独裁主義なんですよ。それをどこでバランスをとるかということが大事なことと思うんですけども、いろいろ県営事業の中でさまざまな反対があって、大部分が賛成しているのにもかかわらず、数人の賛同が得られないために断念したことがある。きのう私も本会議で質問したんですけども、道路などがいい例ですね。たった1人が反対するために、向こうまで来ている道路がつながらない。そういう法的手段があるにもかかわらずやらない。

しかし、この問題については、周りの人たちは地権者でもない、法律的にも何もない状況の中で、どこで、いつ、だれが、どういう状況になったら判

断するかということが大変難しい問題だと思うけれども、私たちのこの議決が着手の大きなポイントだということであるならば、それもそれで私たちも慎重に審議をするわけですし、現地のほうがこのような状況になったらやるというめど、あるいは目安というものがあれば、示していただきたい。議決してできないことになってしまうわけですよ。その辺のことについてもう一度、お願いします。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱） 今までの内容を振り返りますと、地権者である甲州市は建設の推進の方向の中で大きくかじを切った。地元の皆さんの各地区の賛同も大方は得られた。そうであれば、県も工事費を予算計上して進めていきたいということの中で、お願いしているものでございます。したがって、今回予算が全部通ったから、その上で反対の状況がどうであればというところは、私どもも実際に進めていくに当たって、反対の方も含めて、できる限り地元の皆さんにはしっかりと説明をして、その中で進めていくというのが私どもの考えでございまして、今、それをどういう状況になったらどうするかというのは、まだ私どももそこまで考えておりません。

土橋副委員長

私はもう随分前から、スポーツ健康課の人に説明を聞きながら、どうなってしまうのかということを感じて質問してきたわけなんですけれども、今回も7億の予算を計上してきて、これが決まるといよいよ着工になるんだなということを思ったわけなんです。

なぜ韮崎がだめになってしまうかというのは、十数年前の銃弾発射事件から出てきたわけなんですけれども、もう終わり終わりというのを2度延長していただいて、もう一回延長していただかないと2年間ぐらいの空白が出てしまうわけですよ。例えば、クマやイノシシが出たといったら猟友会にお願いします。二千何百人いる猟友会の皆さんが、例えば猟期の前、銃の調整だとか残弾処理だとかをそういうところへ行ってやらなければならないわけなんです。それが山梨県になくなってしまいます。

例えば、国体の種目でもあり、オリンピックの種目でもあるけれども、練習するところがなくなる。民間で多少あるんですけれども、大会はできないようなところが2カ所ぐらいで、韮崎がなくなってしまうということになると、例えば私の所在する甲府市も市民体育大会の中にクレ射撃の部門もありまして、大勢集まって大会をやるんですけれども、ことしの7月いっぱい終わってしまうからということで、9月にやる大会を前倒してクレ射撃だけを先にすることになっている。でも、ことしはまだそれでできたかもしれないけれども、来年はもう全然できない。

空白の時間をどのように考えているかということと、いろいろな大会ができなくなってしまうということも考えて、その空白というところをメインにお答えしていただきたいと思います。

藤原理事（スポーツ健康課長事務取扱） 先ほど来、いろいろお話がある中で申し上げてきたんですが、新しく甲州市のほうに整備をするということを進めていったとしても、完成するのは23年度中ということの中で、使用協定に基づく7月30日までの使用期限は迫っております。今すぐに地元の人たちから御承諾いただけるような状況は全くありませんので、先ほども申し上げましたように、話し合いの糸口を模索し、何とかならないかと考えている状況です。利用者の立場から見ますと、今まで使っていた韮崎射撃場が使えなくなるということの中で、開催していた大きな大会等が、なかなか開催し得なくなるという

こともありますし、もし県内の別のクレー射撃協会の公認射撃場に移ったとしても、そこは施設が今より小さく、韮崎のようにトラップ1面、スキート2面というものではなくて、みんなトラップとスキートが各1面ずつという規模が小さいものでございます。それから、そういう形の中でやる場合になれば、大会の日程も長くなりますし、短くするのであれば、大会参加者が制限されるということで、利用者の方には本当に御迷惑をおかけすることになり、またその辺もしっかりと何とかできれば連絡もとりたいと思っています。

ただ、今までのところであれば、使用協定の中で7月ということは大きく周知されているところもありましたので、できるものは前倒しということの中で、7月までに大会を実施したところもあると聞いております。大きくは、山梨県の体育祭りとか、委員のお話の甲府市の市民体育大会なども7月までにずらして実施するというお話も聞いています。ただ、これは、期間が長期化すれば当然前倒しには限度がありますから、やはり先ほど申し上げたように、何とかこれができるような方法を模索していくのが私どもの仕事だと思っております。

あとは、やはり国体関係の試合とかいうようなことはその時期というものがありますので、その場合については、民間施設とか、場合によっては他県ということも考えに入れて、進めていきたい。私どもクレー競技の振興ということもスポーツ健康課でしておりますので、できるだけ利用者の立場に立った便宜ということも考えていきたいとは思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第21-4号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて

意見 (「採択」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(教員の懲戒免職処分について)

皆川委員

先ほど教育長から陳謝がありましたけれども、6月19日に県教委から発表されましたわいせつ教員の懲戒免職処分について、幾つかお伺いいたします。

この問題につきましては、将来ある幼い女児被害者のプライバシーを守る必要があります。したがって、質問につきましてはその点を十分に考慮しまして、加害者、被害者ともに、氏名、住所はもとより、学校名等、個人が特定されるような答弁は求めませんので、あらかじめ申し上げておきます。

そこで、こうしたわいせつ行為、あるいはセクシャルハラスメント、こういった行為は必ずまた何度か繰り返す、いわゆる累犯傾向が極めて強い犯罪と言われております。この教員は、51歳になる現在まで、過去一度もそういうわいせつ、あるいはふしだら行為をせずに、今回初めてこうしたわいせつ行為を実行したのでしょうか。これについて答弁を求めます。

佐野義務教育課長

今回、この教員につきまして、地教委及び県教委におきまして、事情聴取を行いました。その際、本人の言葉によりますと、これまで前任校、あるいは当該校において、そういう行為はなかったと本人は申しております。

皆川委員

犯罪を犯した本人が、はい、やりましたなんて言わないですよ。これはやはり客観的に調べるのが調査ですよ。こういう累犯傾向の強い犯罪につきましては、前を調べる調査をするのは当たり前、常識ですよ。それをただ、本人だけに聞いたらやっていないと言った、これで終わらせたんですか。

佐野義務教育課長

本人の経歴を私たちのほうで調査いたしまして、前任校及び過去の勤務校で報告書等が上がっていないかにつきまして調査いたしましたけれども、そのような報告書については一切上がっておりません。

皆川委員

報告書が上がっていないから、今回こういう大きな事件が起きても調査をしなかったということですか。これは大変なことですよ。私の知る限りでは、この先生はかつて勤務した学校所在地周辺で、ロリコン先生と呼ばれているほど、そういう行為を繰り返していたことが周知の事実なんです。その地区においては当たり前のようになっている。けれども、将来ある被害者を保護するという意味で、今までは、不問にしたわけではないけれども、処分せずに異動させるという形でやってきたと私は仄聞しております。それについてはどうですか。

佐野義務教育課長

異動につきましては、過去の経歴を調べたところによりますと、1年で異動したというところが、たしか1回あったと思うんですけども、1年異動につきましては、過去に例えば学校の定数が減った場合とか、あるいは教職員の家庭の事情とか、そういうこともございますので、特にそのことにつきましては、私たちのほうでは詳しくは調査をしておりません。

先ほどのお話のうわさ等については、私たちのほうでは一切耳には入ってきておりませんので、大変申しわけないと思っております。

皆川委員

単なるうわさということではなくて、地元の教育委員会あるいは学校等にちゃんと事情聴取をしたんですか。うわさだけではだめですよ。そういうことをちゃんとしたんですか。そこを聞きたい。

佐野義務教育課長 今回のことにつきまして、繰り返しになって申しわけないんですけども、本人の名前が特定されないということを考慮する中で、前任校、あるいは前々任校の当時のことについての調査はしていません。

皆川委員 調査はしていないと簡単に今言いましたけれども、大変問題ですよ。もし、加害者の先生を懲戒免職にしたんだからこれでいいんだと、これですべておしまいと考えていたら、それは大きな間違いです。というのは、この先生がもし今回のわいせつ行為が初めてではなくて、過去にやっていたということであれば、仮にあればですよ、ほかにも被害者がいたことになると思うんですよ。その子は泣き寝入りしてしまっているということになるんですよ。そうでしょう。こうした性的な犯罪行為に関する事犯というのはなかなか発覚しにくいんです。今回は氷山の一角なんですよ。どう思います、その辺の見解は。

佐野義務教育課長 重ね重ね申し上げますけれども、学校の教育というのは、教師と子供との信頼関係、あるいは教師と保護者との信頼関係、そういう信頼関係の上に成り立っていると私は思っております。そういう信頼関係がなければ教育はできないと私は思っております。そういう中で、今回、教師の信頼関係の上に加害者があぐらをかいて、こういう事件を起こしたとなりますと、私たちも本当に今回につきましては反省をしております。その中で、各学校に対しましても、こういうことが再発しないように、例えば今回の事例につきましては、学校内であったということ、それから、過去何年間か続いた中でどの教師も知らなかったということにつきまして、学校の中の管理体制の見直し、それから、それぞれの教師に対する信頼関係をこれからもう一回作り直すということにつきまして、学校長に対しまして、あるいは地教委に対しまして厳しく指導をしております。そういう中で、何とか信頼関係をさらに構築していきたいと考えております。

皆川委員 何よりも大切なのは、もし初犯があったとして、その段階で適切に処分していたら、今回のこの事件は起きなかったんですよ。そうでしょう。2年間ですよ、小さな子がそういうわいせつな行為をされていた。これは大変な苦痛だと思いますよ。このような大きな事犯が起きてしまうということは、その人をよく調べていなかったということでしょう。だから、私が先ほどから強調しているんですけども、もう一度伺います。今からでもいいので、県教委はこの先生の前任地での行状を調査する必要があると思いますか。それとも一切必要がないと思っておりますか。この辺の見解を。

佐野義務教育課長 私たちといたしましては、既に処分が終わっておりますので、このことに関しまして調査はしないと考えております。

皆川委員 そうというのは、臭い物にふたをすると昔から言いますよね。事なかれ主義、隠ぺい体質、一番悪い。なぜしないんですか。先ほど言ったでしょう、今回のこの大きな事犯は、前の軽い段階で処分していたらなかったんですよ。真実を求めることが大事なんですよ。確かに本人のプライバシーも大事です。それはもう金科玉条ではないんです。そのために真実を隠していいんですか。そうではないでしょう。もう一回聞きます。

佐野義務教育課長 既に私たちのほうで加害者の処分等は終わっているということで、本当に

委員のお考えもわかりますけれども、これ以上調査はしないと思っております。

皆川委員　そこがおかしいと言っているんです。すべて終わったからこれでいいんだではないでしょう。それで終わらせてしまうから、先ほど言ったように、隠ぺい体質とか、そういう話になるんですよ。個人のプライバシーを守るのも大事ですよ。それを守りながらも真実はちゃんと追うべきなんですよ。それができないというのは、私は納得できないですよ。

それから、前任地の市町村の教育委員会との連絡体制が非常に不十分だと思いますね。先ほどの調査、私が手に入れた情報と全然違うではないですか。そのような甘い連絡でいいんですか。これで本当に子供たちを守れますか。一番弱いのは被害者の子供たちですよ。もう一回聞きます。

佐野義務教育課長　今、御指摘がありましたとおり、各地教委、それから管理職等の連絡につきましては、今回の事件の反省を受けた中で、どのような小さなことにつきましても、こと細かく報告するように、各地教委、管理職に依頼をいたしました。

皆川委員　らちが明かないので、質問の角度を変えますけれども、県教委は、2年間の長きにわたって女子児童の服の中に手を入れて直接体に触れる行為を繰り返したという、この悪質な先生の行為を、当初、セクハラと発表しましたね。明らかに強制わいせつですよ。にもかかわらず、これを伏せて、なぜセクハラと言ったんですか。

鷹野次長（総務課長事務取扱）　記者発表のことについて、私から御説明いたします。

当初は、被害者の子供のこと、それから、被害者の親からわいせつ行為という言葉は使わないでほしいという強い要請がありましたことから、体に触ったというセクシャルハラスメントを繰り返したと発表させていただきました。

皆川委員　被害者の保護者から懇願されたから、事実を曲げて、わいせつ行為であることをセクハラにしてしまうということは正しいことなのでしょうか。

鷹野次長（総務課長事務取扱）　懲戒処分の方針という人事院が出している通知の中に、わいせつ行為とセクシャルハラスメント行為を包括してセクシャルハラスメント行為とっている部分がありましたので、その包括した意味でのセクシャルハラスメントと理解したという発表をさせていただきました。それにつきましては、記者からどちらなんだと追求されまして、最終的にはわいせつ行為があったんだということを認めさせていただきましたが、改めて、保護者から強い要請があるものですから、セクシャルハラスメント行為という言葉を使っていただけないかというお願いを最後にも申し上げました。

皆川委員　セクシャルハラスメントというのをインターネットで調べてみたんですけども、熊本県教委のスクールセクシャルハラスメント防止のためのガイドラインというのがあるんですよ。これを見ても、児童の服の中に手を入れたなんていうのは明らかに超えていますね。書いてありません。全くこれは最初から強制わいせつ以外の何物でもありません。幼い子が尊敬する先生に教室に呼び出されたら、行きますよ。なかなか抵抗できません。抵抗できない

場合は、大人なら暴力などを使ってやった場合が強制ですよ。子供の場合は、だれが見ても、もう完全に強制わいせつですよ。そうでしょう。それを親に懇願されたからセクハラだと事実を曲げてしまうなんて、教育者のやることではない。そういうこと一つ一つがいわゆる臭い物にふたをする、事なかれ、隠ぺい体質につながってしまうんですよ。どうですか、この辺で教育長の見解を。

松土教育長

今回の事犯につきまして、さまざまな視点から、いろいろと御意見も分かれるところであり、また、今、委員から御指摘された点の中の幾つかについて、今後の県の教育委員会の方針として、学習していかなければならない点も御示唆をいただきました。

まず、繰り返すことになるかと思いますが、今回の一件につきまして、私ども、一番最初に、幼い児童の背中にわいせつという四文字を背負わせてこれから一生歩かせるということは、という思いが先走りました。また、保護者からの強い嘆願があったこともあり、用語に揺れがあったという点で、また、長い時間に及ぶ記者会見においても、セクハラとしていただけるかということを経最後にまた改めてお願いしたということもございまして、とにかくその子供の心情ということを最優先した結果、いろいろわかりにくい部分があったかと思えます。

ただ、一つ、一番最初にこの事案が発生しましたときに、私どもみんな、だれ一人異論を挟むことなく、この本人については強い憤りを抑えきれないという思いであって、この教師に対して何かを隠そうとか、そういった意図は一切途中経過でございませんでした。

ただ、今回、今、皆川委員からの御指摘の中で非常に重要な点がございまして、私どものほうには、そういった過去の経緯についての記録が一つも上がってこないという構造、この構造が改善されない限りは、今後も、8,000人からいる教員の0.何%かがまた同じことを繰り返して行って、そのたびに謝罪申し上げることになる。こうした事件を今後繰り返すことがあってはならないということで、今委員から御指摘いただきました、実際の教師たちのサービスの状況に対するしっかりとした正確な情報が上がってくるシステムがなければ改善の見込みはない。

今回について考えますと、こちらのほうに上がってこなかったのは事実でございまして、仮に、そのようなことがあったとして、そのことが伝わってこなかったことは、地教委の段階で伝えなかったのか、あるいは校長段階であったのか、教頭段階であったのか、学年主任段階であったのか、わからないところがございまして、そこで、今回のケースを一つの調査のケースといたしまして、今後、断層の入らないようなシステムを、システムなどと格好い言葉ではございません、サービス監督権があるのは市町村教委でございまして、そこに断層の入らないように、意を決して、強化してまいります。御指摘は素直に受けさせていただきます。

皆川委員

教育長は本当によく私の言っている意見を理解してくれているようであります。地教委との連絡を密にして、指導を徹底して、今後そういう連絡が途切れることがないようにとお願いいたしましたので、納得したいんですけども、最近、非常に、セクハラとか、一般的な教職員の不祥事が多いんです。ここ5年ぐらいの間、何件ぐらい不祥事が出てきていますか。

佐野義務教育課長 平成18年から4年間ですと、小・中学校関係で申しますと、懲戒処分以

上の処分につきましては7件で、教員数は8人です。

皆川委員 高校教育課はどうですか。

奥田高校教育課長 同じく、7件、8人です。

皆川委員 高校も合わせると全部で4年間で14件。すごいですね。これ、多いと思いますか。

佐野義務教育課長 確かに多いと思っております。

皆川委員 これは全部、先ほどの教育委員会の体質ですよ。何でも事なかれ主義でしょう。それがこういう結果になるんです。それをよくもう一回反省していただきたいと思います。

それから、先ほど見た、熊本県が出しているスクールセクシャルハラスメント防止のためのガイドライン、こういうものをつくるべきではないですか。4年間に14件も出ていて、もう遅いぐらいですよ。こういう一つのガイドラインをつくってほしいですね。特に、このスクールハラスメントが注目されていますから、これについてはつくる意思があるかどうか、お伺いします。

鷹野次長（総務課長事務取扱） 今見せていただいたものにつきまして、検討させていただきたいと思います。

皆川委員 先ほど教育長があれほど反省の弁を述べたではないですか。ガイドラインもつくらないんですか。検討すると言っている段階ではないんじゃないですかね。今すぐにでもつくりますという答えを期待したんですけれども。教育長の見解を。

松土教育長 何年か前に、県職員全体について、セクシャルハラスメントに関するガイドラインが出ております。また、過年度における教頭研修会、あるいは校長研修会において、セクシャルハラスメントについての講演を何回かしております。新たにということか、あるいは、前につくったものをどう整理していくかというのは別問題としまして、いずれにしても、実効性がどのぐらいあるかというのは別問題といたしまして、何らかの形のものをつくって、姿勢を示すことが必要ではないかと認識しております。

新規という意味ではございませんが、今までの行政の段階であったものを再整備し、今までは、綱紀の粛正という、ただ1枚の文書ということが多かったわけですが、考えてまいります。

また、あえて発言させていただきたいと思いますが、例えがよろしくないかもしれませんが、健康な体には病気がつきにくいというようなことから考えまして、今年度、学校が明るくて健康的であれば、そういうものが忍び込む要素が減るだろうということで、明るさとか笑顔ということを一番前面に出して指導していくつもりであります。このような事案が再発しないように、できる限りのことをしてまいります。

皆川委員 2度にわたって、教育長から真摯なお答えをいただきましたので、これで終わります。

- 清水委員 今の皆川委員の関連でお聞きしたいわけでありませけれども、県の教育委員会の組織の中で、管理主事、指導主事があって、その管理主事が今のような問題については恐らく管理をするのではないかなと思うわけでございますけれども、山梨県は管理主事というのは少ないですか、多いですか。
- 佐野義務教育課長 今、管理主事につきましては、甲府が1名、中巨摩が1名、北巨摩、それから峡南地区、旧の西八代と南巨摩、南北の都留、東山梨、笛吹と担当しております。各教育事務所の単位の中で指導しております。私たちも、その数が多いか少ないかと言われたときに、全国的なものと比較したことはないんですけれども、小・中学校の場合ですけれども、一番多い中巨摩地区ですと、教職員が大体1,000人ぐらいおります。その中で管理主事は1名となります。それから、多分一番少ない地区が笛吹地区だと思いますけれども、笛吹ですと、たしか300人から400人の間ぐらいだったと思っています。その中でそれぞれが人事に関する指導、監督を行っています。
- 清水委員 管理主事と市町村教委の関係、それから教育事務所の関係がありますよね。私がこう見ていると、今の事件の発生件数からいけば、山梨県の場合はかなりウエートが高いのではないかなと思ったので、こういうことが起きるのは、管理主事が少ないからではないかなと予測をするではないですか。全国的に見て、もし山梨県の管理主事が少ないとすれば、やはり早く補強をして、そういうことはなくすようにするとか、ただ淡々として、今の答弁の言葉の中で、ただこうだから、あだからと言っていても、いつまでたっても平行線で終わりだと思いますよ。その辺で、私は今感づいたのが、もし少ないのであれば増強して、そして、もっと徹底的にバランスをとって、チームワークをよくして、このような恥ずかしいことのないようにすることが大きく求められているのではないかなと感づけるわけでございます。教育次長、山梨県の今までの流れの中でどのように感づるかをお聞きしたいと思います。
- 佐藤教育次長 全国的な状況との比較は、申しわけございませんが、データがございません。
- まず、服務監督といいますのは、市町村教育委員会の仕事でございます。今、委員が御指摘の点については、まずは市町村が体制をしっかりと整えることが大切だと思っております。また、その上で、県教育委員会の役割といたしまして、教員の人事というのは、市町村域を越えて人事異動を行っておりますので、管理主事の仕事の大きな部分は、教員の人事異動に関するということ、さらには、国や県の全体のさまざまな方針といったものを的確に現場に伝え、浸透させるということだと考えております。したがって、御指摘の点につきまして、県教委としても、市町村教育委員会とのまずは日ごろの密接な連携、意思疎通、それから、先ほど教育長からも答弁いたしましたように、県と市町村と学校長、教頭、各学年段階、教員まで断層があってはいけませんので、きょう御指摘いただいたことを踏まえまして、その部分がしっかりと意思疎通ができるような仕組みづくりをしっかりと考えていきたいと思っております。
- (県立高等学校整備構想について)
- 丹澤委員 この間、県立高等学校整備構想検討委員会から報告書が出されました。これについてお尋ねをさせていただきます。
- イギリスのトニー・ブレア首相が就任したときに、就任演説の第一声で、

優先すべき政治課題が3つある、それは教育、教育、そして教育だと言いました。政治家で教育改革を掲げる人は政策をつくる自信のない人だと言われていています。なぜかといいますと、入力に変化があっても、その出力に変化が生じるまで長い年月がかかるから、自分自身が責任を負わなくていいということなんだそうであります。

この新しい構想は、前回、平成8年に新構想と称してつくられました。平成8年につくったものが3代の知事にわたって新構想と称して、これを依然として変えない、変えるべきではないのかと主張したが、頑としてこれを受け入れなかったけれども、ようやくこれを見直そうということになりまして、新しい報告書が出されました。これは、新たな整備構想をつくるということでしょうけれども、この整備構想は今年度中にたしかつくるということですが、この報告書というのは、新しい構想をつくるに当たって、どういう位置づけのものなんでしょうか。

松谷新しい学校づくり推進室長 昨年の10月に新しい整備構想検討委員会を立ち上げさせていただきました。この検討委員会の位置づけとしまして、構想を策定するという前提のもとに、これまでの8年度に作成いたしました現構想の検証、それから、新たな時代の流れ等を検討する中で、委員の皆様から、構想の柱となるもの、構想の内容の中心となるものについてどのようなものがあるか、これまで行ってきた方策等も含めまして検討していただきまして、報告書を提出していただきました。基本的には、この報告書を柱といたしまして構想を策定したいと考えております。

丹澤委員 この構想の報告書の中身というのは、前回の新構想と言われている平成8年につくったものと、書いてあることがほとんど変わっていない。県教委が今度新しくつくる構想というのは、どういう観点からつくろうとしているのか。基本の部分だけで結構ですから教えてください。

松谷新しい学校づくり推進室長 まず、今度策定をしようとしております新しい構想につきましては、基本的には、前回の整備新構想を踏襲するものと考えております。といいますのは、この十何年過ぎまして、時代も変わりました。一方、委員おっしゃいますように、変わっていない部分、生徒減少、それから生徒の多様化というところは変わっていないというか、一層進んでいるということもございます。そうしたものも含めまして、構想をつくっていくということになります。

特に、この10年の中で大きな動きとしましては、全県一学区の導入という、これまで戦後の本県の高校制度の根幹をなしておりました小学区総選制を取りやめて、全県一学区制を採用しました。それから3年を経まして、かなり定着をしてきたところで、構想の見直しをしようと考えております。これまでも、小学区総選制の中で高校の特色づくりというものをどうしたらいいか、それから、生徒減少の中で高校をどのように考えていくかというものが、現構想の中のものですが、基本的には、そういった特色づくりが全県一学区制度の中でどのように今度はしていったらいいか、それについては、今までやってきた方策が果たしてこの全県一学区に対応できるかどうか、その辺を先生方に検討していただきまして、今回の報告書にもございますけれども、大方の内容が全県一学区の中での学校の特色づくりも踏襲すべきではないかという御意見をいただいております。その中でも新しい考え方というのを幾つかいただいているというところでもあります。

丹澤委員 この構想には、まず、見出しに、魅力と活力ある高校づくりと書いてあるんですよ。その魅力ある高校づくりとは何なんですか。

松谷新しい学校づくり推進室長 魅力といいますのは、高校がそれぞれ特色を持って、生徒が行きたい、通ってみたいと思うような高校づくりをするという意味だと、漠然とですが、理解しております。

丹澤委員 通ってみたい高校というのはどういう高校なんですか。

松谷新しい学校づくり推進室長 具体的には、自分がこうしてみたいという強い意志を持っている生徒さんであれば、その方向の勉強ができるところ、それから、まだどうしようかなと決めかねている生徒さんにとっては、自分の方向性を決めてくれるような勉強ができるところというようなことではないかと考えております。

丹澤委員 学区制度があり、新しい時代の要請があり、あるいは、子供の志向の多様性がありというように、報告書をつくる前提はそういうことになっていますけれども、先ほど私が言ったように、全く中身は変わっていない。魅力ある高校づくりと称して、中に書いてあるのは、単位制は全く昔と同じものがあつた。コース制もあつた。そして、専門教育学科もある。今つくろうとしている構想が、13年前の平成8年につくつた構想と全く変わっていない。これで魅力ある高校づくりというのができるんですか。

松谷新しい学校づくり推進室長 先ほども発言させていただきましたことの言い直しのように、なってしまうかもしれませんが、全県一学区になりまして、そういった今までやってきた特色づくり、今までは小学区総選制の中で、特に普通科ですが、普通科は同じような教育課程の中で、同じような高校になりがちだったものに、専門教育学科、それから、コース制とか、単位制の高校といったものを導入いたしまして、高校の特色づくりをやってきた。それは小学区総選制が前提にありましたので、3年前に全県一学区を導入した中で、その方策が果たして機能しているかといったことを委員の先生方に検証していただいたところ、議論の中の結果として、これは踏襲すべきだ、やっていって十分機能するだろうという結論をいただいたわけです。そういったことで、その結果として、現構想の方策をほぼ踏襲するような格好になっていると理解しております。

丹澤委員 この調査の結果は、在校生の1年生に対して調査をして、よかつたと言っているんですよ。一定の子供の希望だけを見て、よかつたと判断をしているわけですがけれども、例えば、石和高校が今度は笛吹高校と名前を変えて、総合制高校となりますよね。かつて昭和30年代の初めに、山梨県下の高校はほとんど今言う総合制高校のように、普通科があり商業科があり、あるいは谷村工業高校のように商業科、工業科が一緒にありというような高校の形態ですよ。これを分離して、また新しい高校がこのような形で総合制高校と称していろいろな学科が一つの高校におさまる。かつてこれはだめだといって分離して、また、総合制高校と名前を変えて新たにやっついこうということですが、その検証というのはどうなっていますか。

松谷新しい学校づくり推進室長 正確なお答えができるかどうかわかりませんが、22年、24年だったと思いますが、かつて新制高校ができあがったときに、高校の整備ができていないということで、数が足りない。その中で、高校3原則というものがあまして、あらゆる教育を提供するために、少ない高校の中で、商業科とか普通科とか工業科とかを提供する意味で、総合制高校というものを高校3原則の中に提示をされたと記憶しております。その中で、30年代になって、高度成長期にあつて、産業界から産業人の育成ということで、実業科、専門学科をふやしてほしいというニーズがあり、その一方で、いわゆる昔の進学校的な高校もあるべきではないかという議論の中で、進学率もどんどん上がっているという時代もありましたので、普通科の希望もあった。そういった中で、高校がどんどんふえる、総合制高校からどんどん離脱していった、それぞれの工業高校、商業高校、普通科高校という単体になっていった。そうしているうちに、さらに高校進学率が上がる中で、普通科の増というものがあつて、その後、生徒減が始まった中で、やはり生徒の多様化に備えるためには、総合学科高校のような形もありますが、委員がおっしゃるような昔の総合制高校、一つの高校でいろいろな学科が勉強できる高校というものが志向されてきていると理解しております。

丹澤委員

この報告書には、地域との連携と書いてあつて、つまり、産業界とよく連携し、キャリア教育をしながら、その地域の望む人材を輩出していこうと書いてあつて、かつて、そのように分かれたほうがいいと言っているながら、また、これを一緒にする。よく検証をして、総合学科というのは本当にいいのかどうか。父兄はいい、中学校の先生はいい、だからいい。あるいは、子供もいい。それは、選択を先延ばしにしているわけですから。先ほども言ったように、この子供たちが本当にいい教育を受けたのかどうか、その成果が出るのは10年先、あるいは15年先かもしれません。それを十分に検証しない。ただ、聞くのは進学した子供、あるいは中学校の先生。そういう人たちが総合学科がいいと言っているからいいと言っているけれども、果たして、本当に、子供の視点でそうなのか、十分によく検証する必要があると思うんです。

それから、学校の望ましい規模というのがありまして、私は再三、この学校の規模については、地域にいる子供の数だけで学校数を決めないでいただきたいという話をしてきました。しかし、これを見ますと、まだ依然として、山梨県は1学年6学級がベースだと言っていますね。この答申では、なおかつ、4から8学級が望ましいと言っているわけなんです。夕べ教育便覧を見ましたけれども、国中の普通科の定員が3,400で、そのうち甲府学区の普通高校5校が1,300、ことしは東高校が60人減りましたから、なんと国中の子供の普通科へ進学するうちの40%がこの5校でおさまってしまうんですよ。国中に15、普通高校があつて、5校で40%、残りの10校で60%の子供を集めるということに今までなっていた。今まで、山梨県は、統廃合は職業高校しか念頭に置いていなかった。僕はこの普通高校も手をつけなければだめではないかと思ひます。

もう一つ。私は香川の高松へ行つてまいりました。高松では1学年4クラスで十分だと。山梨県と同じように、文科省が決めた6学級でやったら高松にみんな子供が集まってしまう。文化も、教育も、経済も、みんな消えてしまう。そういう意味でも4学級が最適だと。そうしないと地域の人口に合わない。日本中、大都市がみんな同じ問題を抱えているんです。この県教委の6学級、今も変わりませんか。

松谷新しい学校づくり推進室長 このたびいただいた報告書の内容では4から8ということですが、6学級を基本とします。これは、以前からも変わっておりませんし、これからも6学級を基本とするということで考えております。

丹澤委員 なぜ6学級が基本でなければだめなんですか。

松谷新しい学校づくり推進室長 学校を経営する上で、6学級、240人ぐらいの学年の規模がさまざまな活動をするのに適しているということだと考えております。

丹澤委員 さまざまな活動に適しているというのはどういうことか、具体的な話をしてください。

松谷新しい学校づくり推進室長 例えば、クラブ活動も含めて、高校としての団体活動、学校というのは社会生活の一歩でもありますので、小・中・高とある程度規模を持つのが重要であって、その中で高校教育を進める上で、そういった団体活動をする上でこの規模が適正ではないかと考えております。

丹澤委員 この報告書には、部活動の部の数が少なくなると書いてあるけれども、かつて昭和52年に高知県の中村高校、たった12人で甲子園で準優勝した学校なんです。小さいから部活が成り立たない？ いいじゃないですか。地域の実情に合った高校を何で6学級に固執するのか。まず、6学級にすると、学校はずっと少なくなりますよね。地域の人口だけを基準にして学校を決めたら、全県一学区でやっているんでしょう、ニワトリと卵と同じですよ。子供が少ないから高校を甲府へ移す。不便だから甲府へみんな人口が移る。それでは、郡部なんて、ますますだめになりますよ。だから、入学する子供を基準に、子供が少ないから、その地域の学校をみんな移す。それでは、甲府に学校があれば全部山梨県は済んでしまう。それをあくまでも6学級がベースとしている。甲府は、かつて8学級あったではないですか。それを7学級に減らし、ようやく去年、東高校を1つ減らして6学級にした。それでも、まだ、なおかつ先ほども言ったように、甲府の5校で国中の子供の普通高校へ進学する40%が集まってしまう。

小さい学校のメリット。僕が高松へ行ったときに、こういう話をしてくれましたよ。校長先生が、学校の先生が、生徒の名前は全部わかる。これは生徒にとっても、いや、先生にとっても大変いいことなんだという話でした。部活が小さくなる、選択科目が小さくなってできなくなってしまふからやらない、それは経済だけの話になるのではないですかね。

あくまでも6学級、あるいは学校の配置は子供の数で決めるという考え方を、もう一回新しい構想をつくるに当たって検討していただきたいけれども、教育長にお答え願えますか。

松土教育長 まず、御指摘ありがとうございます。これは、決して計算上の問題、数的な問題ではないことは承知しております。私も、このたび、教育委員会のほうにまいりましたが、ちょうど今、丹澤委員のお話の中にあつたような、周辺校で4クラス規模の学校の校長をした経験もございます。また、甲府の中心部で7クラス規模の学校の校長をした経験もございます。双方のメリット、デメリット、また、川の向こうから甲府を眺めた場合の見方と、また、甲府の中に住んでいて周辺を見た場合と大変見え方が違う、いろんな要素が

ございます。

一つだけ、どんなに力を合わせてもどうしても変えることができないのは、今から10年後、おおむね1,700人減る。1,700人というのは、42.5学級分、子供の数が減ってしまうという、だれにもどうにもできない事実がございまして、これは、今話題となっている6クラス規模で換算すると7校分でございます。といて、では、小さいところから7校減らしていけばどういう結果になるかという、今御指摘あったように、甲府にあれば全部おさまってしまうというようなことになってしまいます。

ところが、今までどの学校でも、その地域に根ざして、そして、その学校ならではの学校文化というものを持ってやっておりました。自分の前々任校の話ばかりして恐縮でございますが、入学式で生徒を迎え入れたときに、私は体育館の壇上から入学生の姿を見て驚きました。入学生が全部そろったところ、男子が80人、女子が80人。その中で、男子の80人の半分の40人が文科系のクラブ活動に行く人、残りの40人を4つか5つの部活の中で分け合う。非常に困難な状況がありましたが、とはいっても、困難な状況の中でも工夫の仕方、また大変活性のある部活も不可能というわけではないということになります。ただ、部活の数というのはどうしても減ってしまうという残念なところがございました。

そこで、生徒数の激減というものと、学校の適正配置という言葉が使われておりますが、どこにどういう学校を残しておくかというのは重要な話でございます。それに対する一つのそういう動きの起爆剤として、小学区総合選抜制度を外して、ある意味、学校の自由競争化が導入されたわけでございます。このタイトルにもございます魅力と活力のある学校はどのようなところに存在していようと、要するに競争率が高まるといいますか、志願者数がふえるという現象がございまして、ですから、どのような形の中でも、この激減期にあぐらをかいている学校はいずれ志願者がなくなるというところが、先ほどの室長の言わんとした魅力と活力あるという部分でございます。

そして、これは重要なことで、推進室が今後ずっと苦しむであろうことが一つございます。とにかく1,700人減ってしまうのは10年後のことでございます。それが、もう15年後のことは口に出すのが怖いような数字でございます。そのときに、地域の学校も絶対に残さなければいけない。でも、そのために高校を絞っていくと、何としても周辺のほうから甲府に行きたいという子供の数、保護者の数が非常に多いことも事実です。大変細かい話になりますが、一般論としてお聞きいただきたいと思いますが、甲府では高校入試において、350、380、400という数字をとっても受からないような状況がどんどん生じてしまう可能性がある。将来的なこととございますけれども、そういう現象が起きたとき、甲府市に住んでいる子供たちにとってみても大変辛かろうと思います。

ただ、いずれにしましても、何としても相容れない幾つもの力がこれにはかかっているわけでございますが、視点は一つでございます。将来の子供たちにとって何がいいんだろうかという、この基本しかございません。推進室も、今後さらにそういった意味で多角的な物の見方で検討をしていくようにしていきたいと思っております。また、今のような数字ということも、ぜひ御記憶いただきまして、そして、今後のこの難しい問題を取り扱うに当たりまして、またいろいろと御助言等をいただければ、大いに参考にしながら可能な限りやっていきたいと思っております。何とも難しいテーマでございます。うまく語ることはできませんでしたが、とにかく子供たちに不利益、不都合が生じないようにということに熱意を持ってやっていきたいと思っております。

丹澤委員

平成32年に子供が突然減るということではなく、10年後の子供の数というのはもう明らかにわかるわけですから、それは1,700人減ることは十分認識しています。

最後をお願いをしたいのは、その地域にいる子供の数だけで高校を存続するか廃止するかを決めるということはしないように、ぜひお願いをしたいということであります。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第74号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費について)

金丸委員

長寿社会課の介護職員の処遇改善の案件ですが、代表質問などでも取り上げられていたわけでありませけれども、その当時、私も原稿を書いたり質問をしたりしたとき、同じ年代の賃金と比較して、介護職員の賃金のベースは非常に低いという指摘もしてきましたわけですが、ここ何年かたっていますから、現状で、民間企業との比較で、どれぐらい格差が生じているのか。そして、本当に皆さんも処遇が悪いと、賃金が低いと受けとめているのかどうかというところについて、考え方をまずお聞かせいただきたいと思います。

桐原長寿社会課長

今、手元に全国ベースの数字しか用意してございませんけれども、全体の勤労者の平均給与が33万円なのに対しまして、介護職員は20万円という19年度の数字が出てございますので、介護職員の賃金水準が現時点では低いというのは、御指摘のとおりでございます。

金丸委員

介護に携わっている人の気持ちというのは、今さら申し上げるまでもないわけでありませけれども、いわゆる経済成長の時代に、何とか人のためという思いで、福祉の精神で、学校で学んだり、大学を卒業した人もそういう

職場へ入ったりしたけれども、途中で離職をする。例えば、極端な例を話すと、夢と希望を持って入ったけれども、1週間ぐらいで離職してしまうという人が現場では多いという実態があると、私は承知をいたしておるわけでございます。やはり、そういう福祉の精神を大事にするという、ここを行政として、施設経営者などに向かってもきちんと指導を進めていかないと、今度の経済対策で、3年間だけは当初予算で介護報酬3%だと。それも、いわゆる介護職員の処遇改善にという言い方だったけれども、結果的には、それは施設のほうで使うということで、職員の処遇には全然充当されていない、全然でもないけれども、ないというふうに推察している。そして、今度の補正で、1人当たり1万5,000円で、21年から23年までの3年間。もともと低いのを経済対策で3年間だけ1万5,000円上げる。1万5,000円上げたら将来的に報酬を見直して上がっていくのかどうかという点では、調べさせてもらったところによれば、一時金でもいい、賞与でもいい、手当でもいいということになった。このように国のやっていることについて、県としてどのようにお考えなのか。考え方を披瀝していただきたいと思っております。

桐原長寿社会課長 介護職員の賃金につきまして、先ほどのように低い実態があり、この4月の介護報酬の改定、それから、今回の経済対策でそこに着目をしまして、このような措置がとられたという状況でございます。基本的に労使のもとで賃金は御決定いただくものでございますけれども、賃金の改定について、このような条件が整ったわけでございますので、各事業者において、この状況をよく御理解いただいて、この両方の制度が生かせるようお願いしたいと思っております。ちょっと話がずれますが、今までも、経営者のためのセミナーでございますとか、介護報酬改定のときには改定の趣旨というようなことも御説明をしてきたところでございます。この交付金につきましても、まだ細目が明らかになっておりませんので、事業者への説明というのはいまだできかねる状況にございますが、全体が明らかになった状況で早期に御説明申し上げて、この制度を上手に御活用いただいて、改善が図れるようお願いをしまいたいと思っております。

金丸委員 当初予算の3%アップについては、きのうの一般質問でも、その利用状況については10月1日時点での調査で明らかにするという事になっております。この調査の結果を受けて、それをどのように活用しようと考えているのか。ただ調査を上げてもらって、ただこういう結果だったということでは意味がないですね。これはやはり、国が言っている処遇改善というところをメインにして、将来にわたっても介護に従事する人が満足いくというか、職場に定着したり、働きがい、生きがいを持ってそういうところで働けるような仕組みをつくっていかないと、将来にわたって、これから介護を受ける老人が多くなっていく。介護に携わる従業員が少ない。経済連携協定もあつたりして、インドネシアなどから介護とか看護とかする人を呼び寄せなければならないというような状況が出てくる。そういう将来のことも考えて、処遇問題というのはやっていく必要があるのではないかと考えておりますが、この辺はどうですか。

桐原長寿社会課長 今お話がございました10月の調査というのは、この4月1日に改定をされました介護報酬の3%分の調査ということでございます。国の考え方を申し上げさせていただきますと、全国の施設の4分の1を対象とするというような比較的大規模な調査でございまして、4月1日の改定がどの程度生かさ

れたかということ調べるもので、趣旨とすると、今後指導に使えますし、次の3年後の報酬改定の際にこれを生かすということでやるものでございます。

御質問がございましたように、私ども、その結果をいただいて、今後の指導、事業所への働きかけに活用していきたいと考えております。特に今の時点で事業所に対しては、その結果が低ければ、次の改定の際に全く反映されないというおそれもあるので、お願いしたいということを申し上げているわけですが、特に、全国に比べて本県の取り組みが低いという結果が万が一出ましたら、そのようなお話もしながら、個別指導や、また事業所全体への説明等のときに御説明を申し上げていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、最終的には、労使決定という大原則がございますので、関係者の皆さんによく御理解をいただくということで、よく説明をしていくということに尽きるかと思っております。

金丸委員

賃金は労使の決定だということを2回繰り返されたので、一言申し上げますが、私も労働組合の専従を長くやってきたりしましたので、そういう関係から申し上げます。

まず、介護職場できちんと労働組合があるところというのは、介護の事業所が幾つあって、何%ぐらい、どのぐらいの数かというのを把握していますか。労使の決定だといっても、それは労働組合がきちんとしてやるならいいけれども、従業員のだれかを見せかけて、そして、36協定だとか24協定だとか、どうしても就業規則だけでは間に合わないものを協定するというような形の事業所が多いのではないかなと思う。したがって、労使の決定といっても、労使でそのように話し合っただけとはいかないとは思っているんですが、その辺はどのようにとらえているのか。先ほどの続きの問題と労使の話し合いのあり方というのはどんなものなのか。

桐原長寿社会課長

前段の組合の設置状況については、手元に資料がございませんし、今のところ把握してございません。申し上げたかったのは、介護報酬の改定、それから今回の交付金も含めまして、そのことについて、個々具体的に、県があなたのところは幾らに下さいということまでは言えませんので、事業所の皆さんのほうでよく検討してお決めいただきたいという趣旨を申し上げたというところでございます。よろしく願いいたします。

金丸委員

それはそれで、理解するわけでもないけれども、私の言いたいのは、労使の話し合いなり交渉にゆだねるということでしょう。それが、今言ったように、介護職場できちんと物が言える労働組合みたいなものがあつたらいいけれども、そういうことからすると、余り労使の協議とかなんとかということを出すとというのは、今の数字も把握していない中での発言としては、私は評価できないなという思いを持つということだけ指摘をしておきます。確かに、労使交渉とか、事業所へお金をやるからということで、3%のほうはしょうがない。

次に、補正予算に話に移るけれども、これは、介護従事者1人当たり月額1万5,000円という数字がひとり歩きをしている。国においても、報道などにおいてもね。この1万5,000円というのは、介護に従事している正規の職員というか、そういう人たちに換算して、この1万5,000円という数字が出てくると。最後、交付率もあるけれども、おおむねそういう数字になるという理解でいいのか。正規では交付率で行くわけだけでもね。

桐原長寿社会課長 交付につきましては、サービスの種類ごとに、例えば先ほど御説明いたしましたように、特別養護老人ホームですと、今後2.5%と正式に決められると思います。算定の根拠は、国全体でそのサービスに昨年ベースで幾らかかっているかというのがありまして、そこに働いている常勤換算の人数も国のデータでわかっております。国の説明資料によりますと、その人が1万5,000円を月にもらうためには所要額が幾らかというのが出てまいりますので、去年かかった給付額に、それが何%相当に当たるかというように計算をいたしまして、例えば、特養であれば2.5%分を払えば、各常勤換算の職員に1万5,000円相当の額が行くであろうということで計算をしております。これはあくまで国全体の平均として率が定められており、各職場によっては職員の構成等も違いますので、必ず各職場に1人当たり1万5,000円が保証されるとかということではないと理解しております。

金丸委員 1万5,000円のひとり歩きになっているわけですが、介護の職場では余り期待もしていないというような声もないわけではないと私たちは承知しておりますが、この具体的な指導として、従業員の処遇改善に充てなさいというような福祉保健部長の名前か何かをつけて指導をするということなのか。

桐原長寿社会課長 先ほど申し上げましたように、まだ国のほうの事業の本当の細かいところまでは決まっていない状況でございます。まず何をするかということですが、それが決まり次第、当然この制度を施設の皆さん、事業者の皆さんに十分説明をするわけですが、当然、公金でございますので、この交付金の交付要綱をつくっていかねばなりませんので、その中で手続を定め、やっていくということになります。

金丸委員 まだ国から細かい内容が来ていないということで、これはこれで理解いたしますけれども、来た段階では、やはり処遇改善ということに重点を置いてやってもらいたいということ強く指導してもらおうということですね。

それから、3%の介護報酬のアップについては、10月1日で調査を行うということだけでも、今度の補正の特例交付金については、調査というのはまだ明らかになっていないのか。国から指導がないから、そういうことの答弁なのか。

桐原長寿社会課長 介護報酬の3%と違いますのは、この交付金については必ず職員の賃金改善に使わなければいけないという条件つきでございますので、あくまで申請主義でございますが、施設で申請をしたところは必ずそれを職員のために使うということですので、先ほどの介護報酬との違いはそこがございます。

それから、御質問の調査につきましては、まだ期日は決まっておりませんが、この交付金がどの程度使われ、どのように使われたか、つまり基本給に使われるとか、手当に使われるとかということについて、国では別途調査をしたいということになっておりますが、その期日とか具体的な内容については、現時点でまだ決定されてございません。

金丸委員 この条例の中で、基金の廃止が23年度末ですかね。残額があるときは残額を国庫に入れますということになっております。これは、条例でそのようにしたことだから、返すのもやむを得ないと思うけれども、私が先ほどからこ

うやって発言をさせてもらっているのは、きのうの一般質問でも、事業者がわずらわしいからそのようなものは申請しないというような発言も聞いたんですが、その事業者に対する指導として、自主的ということだけれども、これはやはり処遇改善ということで、県として強力な指導をして、申請をしないなどということのないようにということと、残額が出るなどということのないようにぜひやってもらいたいと思うんだけど、その辺はどうですか。

桐原長寿社会課長 経済対策としての3カ年という制度でございますが、お話のように、処遇改善のために広くあまねくといいますか、なるべく多くの事業者の方にこの制度を利用していただいて、介護職員の処遇改善に役立てていただくということが大切だと思っております。細目全体が明らかになった時点で、事業者の方々に御説明をさせていただきますけれども、今申し上げたように、広くあまねくお使いいただいて、介護職員の処遇改善に役立てていただきたいということを力を入れて御説明してまいりたいと思います。

金丸委員 最後になりますが、いずれにしても、先ほども申し上げたわけですが、将来ももっとも高齢化が進行して、経済状況もまた変化をしてきたときに、介護を受ける人が相当ふえて、介護従事をする人が少ないという現象が起こらないようにするためには、この段階から介護従事者の処遇を考えていかなければいけないということを強く御理解いただいて、あと、答弁は要りません。終わります。

丹澤委員 介護職員の処遇改善交付金でありますけれども、私どもが各施設の経営者の話を聞きますと、この制度は非常に使いにくいと言っております。つまり、介護報酬の2.5%と言っておりますけれども、施設の経営者は、一律1万5,000円くれということが一つ。2つ目は、介護職員のみ限定しているということ。3年間であるということ。この3つが非常に使いにくいと言っているんです。どこが使いにくいかというと、1万5,000円、ここで給料ベースを上げるわけです。2年半後にはこの制度がなくなってしまうから、給料ベースを下げなければならない。3年先になったら、少なくとも今よりも景気がよくなっているはずだと。そのときに1万5,000円引き下げるということはできない。これはもう経営者としては、目の先にぶら下げられたことであるけれども、これは景気対策で1万5,000円を配るのか、本当に介護職員の処遇を改善するために配るのか。もし改善するために配るとしたら、なぜ介護報酬を改定しようとしらないのかということなんです。国がこう決めた以上は、この制度そのものが悪いわけですから、地方がそのように積極的でないと、国がいつ指示するのかわかりません、内容がわからないから来たときにやるなんていうのであれば、つくっている厚労省は実態がわかっていないんです。私も介護保険を担当したときに、私は積極的にこんな制度ではだめだ、ここを直してもらいたい、そういう話をして、国はまだよくわからないわけですから直していく。こちらからその声を上げなければだめだと思います。それを、国の制度が明らかになるまで待っていませんなんて言っていたのでは、これは何もならないです。皆さんのところには、この制度を使うという声が届いているんですか。

桐原長寿社会課長 現在のところ、今回のこの交付金の対象施設というのは約800と想定をしておりますけれども、現在、事業所に意向調査等は実施してございませ

ん。

丹澤委員

これはやはり集めて言わなければ、待っていたのではだめなんですよ。ほとんどの施設が3年後に給料ベースを下げられない。だから、みんな欲しいんですよ。欲しいけれども、これを給料としてではなくてボーナスで、あるいは一時金で支給できるような仕組みに変えてもらえないかと言っているわけですから、そのようなことを積極的にぜひやってもらいたいと思うけれども、どうでしょうか。

桐原長寿社会課長

御指摘のような全国区の声もございます。当初、この制度というのは、経済対策でやりつつも将来に向けての処遇改善に役立つということが言われておりましたので、私どももこの制度が出てきたときには、基本的に基本給のアップしか認めないだろうと想像をしておりました。今明らかになっているのは、本会議でも答弁をさせていただきましたが、手当の新設や増額、あるいは一時金というように、この3年間だけ対応できるようなものでもやむを得ないという国の考え方でございます。

それから、もう一つ、3年後の話につきましては、このような、一度上がった給料が次に下がるということについて当然抵抗感があるわけでございますし、先ほど来の介護職員の処遇改善というのは引き続き進むことが望ましいわけでございますので、国に対して、この経済対策が終わった後もこのような制度が引き続くように、予算化要望でございますとか、あるいは知事会等を通じて要望していこうと考えております。

(地域自殺対策緊急強化基金事業費について)

丹澤委員

ぜひ、待っているのではなくて、山梨県内にそういう声がある、ぜひそういう制度に設計を変えてもらいたいということを強く国に要望してもらいたいと思います。

次に、地域自殺対策緊急強化基金事業費でありますけれども、これは、山梨県の自殺者が358人、全国一で不名誉だということで、これは知事も答弁したように、青木ヶ原という特殊な場所を持っているということですから、山梨県もそういう実態からしてみればそうでもないんでしょうけれども。

そこで2,550万円を今回相談体制の整備に使うということでありまして、この相談体制というのはどういう形になるんですか。

深尾障害福祉課長

今回の補正でお願いしています相談体制は、大きく2つございまして、一つは対面相談ということで、多重債務者の相談会に保健師を派遣して、その場所で一緒に心のケアをしていただくというものでございます。

もう一つは電話相談ですけれども、この4月から心の健康相談統一ダイヤルというのを精神保健福祉センターの中で受け付けておりますが、この電話相談で時間外に入ってきた相談が約4分の1、4月、5月に全部で40件ほどですけれども、そのうちの10件が時間外に入っているという状況がございまして、この相談時間の延長につきましても、山梨いのちの電話のほうにお願いをしながら、この部分をカバーしていくことをしたいと考えております。

丹澤委員

自殺しようとする人が相談に来る。来た人に、あなた、自殺やめろとか、そういうふうなことなんだろうけれども、この緊急対策強化事業というのはこれだけなんですか。相談体制だけを強化する事業なんですか。

深尾障害福祉課長 今回の事業は、今言いました対面相談、電話相談、それから人材養成、普及啓発、それからもう一つが各県の特定の事項に対する対策と、全部で5本に分かれております。今、対面相談と電話相談については御説明いたしましたが、普及啓発につきましては、県内向けということで、テレビ、ラジオを使っての普及啓発をしていきたい。自殺予防の普及啓発ということになります。それから、人材養成につきましては、先ほどお話ししました山梨いのちの電話、この電話相談員の養成、それから、スキルアップを図るための研修につきまして支援をしていきたい。もう一つ、青木ヶ原対策というものがありまして、この対策につきましては、先ほど予算の中でも御説明させていただきましたが、これまで声かけボランティアを養成して、その地域で声をかけていただいておりますが、監視員を置かせていただいて、青木ヶ原の入り口付近のところで声をかけ、常時監視していただくという方を置きたいという計画になっております。それで締めて2,550万円という予算になっております。

(介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費について)

清水委員 長寿社会課の関係で、先ほど説明いただきました介護基盤緊急整備等の臨時特例交付金についてでございます。これは、先ほどスプリンクラーの関係だと言われまして、当然、最近はいろいろな関係で、スプリンクラーの必要性が叫ばれているわけでございますけれども、今回のこの中の使用する件数というのはどのぐらいあるんですか。

桐原長寿社会課長 今回、消防法施行令が改正になりまして、高齢者が特に居住する施設につきましては275平米まで基準が下がりました。そのことによりまして、対象になる施設や、今回3年間で予定しております施設などが28施設ございます。

清水委員 その28施設で、今言われました説明の中で、当然、3年間で全部の施設は整備されるということですか。

桐原長寿社会課長 今回の改正は3年間の猶予期間がございまして、基本的に3年間で整備をしなければいけないという法律上のものがございます。それにあわせてこの交付金制度ができましたので、施設のほうはそれにあわせて計画をしていただけるものだと思っておりますし、私どもも当然、3年過ぎたときに違法な状態にあっても困りますので、施設のほうに事業計画を、3年の中でどうしていくのかという話をさせていただきたいと考えております。

清水委員 今言った説明の中で、既存の施設だけですか。それとも、新しくされるという計画のあるところも含まれているんですか。

桐原長寿社会課長 今回の法律の改正とか交付金の対象というのは既存施設でございまして、新しくできるものは当然新しい基準に従って整備をいたしますので、その部分というのは、一般の補助金の中で新規に整備をしていただくということになります。あくまで既存施設の改修が今申し上げた28施設ということでございます。

※請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査は諸般の事情により9月定例会後の10月第3週の3日間、東北方面で実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。また、第2回県内調査は、6月定例会から9月定例会の間に行うこととされた。
- ・常任委員会活動充実の取り組みとして、平成21年7月15日(水)午後1時30分から第3委員会室で県立病院の地方独立行政法人化について執行部から事情聴取することが伝えられた。
- ・6月11日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 進藤 純世